

アルゼンチン共和国
CDM基盤整備プロジェクト
実施協議報告書

平成 17 年 9 月
(2005 年)

独立行政法人 国際協力機構
地球環境部

序 文

アルゼンチン共和国は1994年に国連気候変動枠組み条約を、2001年には京都議定書を批准した。また、その京都議定書の批准と同時にDNA（指定国家機関）をいち早く設置し、2004年12月にはCOP10（気候変動枠組み条約第10回締約国会議）を自国で開催するなど、アルゼンチン共和国の地球温暖化対策に対する姿勢は当初から積極的である。

京都議定書で設置されたメカニズムの1つにCDM（クリーン開発メカニズム）があるが、アルゼンチン共和国はDNAが設置されている環境・持続的開発庁気候変動室を中心にその推進を図っている。JICAもこれまで同室への専門家派遣等を通して同分野での取り組みを支援してきたが、DNA内部のマネジメントの問題や、国内関係者の知識・理解不足等から、実際のCDM事業の実施にはいまだ結びついていないのが現状である。

そこでこのたびアルゼンチン共和国から、気候変動室を中心としたCDM関係者のキャパシティー・ディベロップメントを目的とする技術協力が日本に要請された。

これを受けJICAは、その要請内容の精査と具体的な協力の枠組みの検討のため、岩崎英二地球環境部公害対策第一チーム長を団長とする事前調査団を2005年8月21日から8月31日まで派遣した。同調査団での協議内容は議事録（Minutes of Meeting：M/M）にまとめられ、アルゼンチン共和国環境・持続的開発庁長官と事前調査団団長の間でその署名が取り交わされた。

本報告書は、同調査団の調査・協議結果を取りまとめたものであり、今後の技術協力実施にあたって、関係方面に広く活用されることを願うものである。

ここに調査団の各位をはじめ、調査にご協力頂いた、外務省、環境省、在アルゼンチン共和国日本国大使館など、内外関係各機関の方々に深く謝意を表するとともに、引き続き一層のご支援をお願いする次第である。

平成17年9月

独立行政法人 国際協力機構
地球環境部長 富本 幾文

目 次

序 文
略語表
写 真

第1章 事前調査の概要	1
1-1 要請の背景	1
1-2 事前調査の目的と実施方針	1
1-3 調査内容	2
1-4 調査団員	3
1-5 調査日程	4
第2章 協力概要	5
2-1 協力の基本方針	5
2-1-1 アルゼンチンにおける地球温暖化対策推進におけるCDMの意義	5
2-1-2 アルゼンチンにおけるCDM推進の現状と課題	6
2-1-3 協力の基本方針	7
2-2 プロジェクトの基本計画の概要	8
2-3 実施体制	12
2-4 アルゼンチン側の投入	12
2-4-1 カウンターパート	12
2-4-2 ローカルコスト	12
2-5 日本側の投入	12
2-5-1 専門家	12
2-5-2 供与機材	13
2-5-3 研修員	13
2-5-4 現地業務費によるローカルコスト負担	13
2-6 他援助機関、日本政府関係機関の動向と役割分担	13
2-7 実施上の留意点	14
2-8 相手国の便宜供与事項	15
2-9 5項目評価	15

付属資料

1. 主要面会者リスト	19
2. M/M	20
3. 基礎調査の補足調査結果概要	30
3-1 国家開発計画における地球温暖化対策の位置づけ	30
3-2 UCCとOAMDの役割と機能	33
3-3 気候変動関連の法律等一覧	35
3-4 CDMプロジェクトの動向	35
3-5 炭素基金の動向	37
3-6 各国とのMOU締結状況	38
3-7 実施機関の概要	38
3-7-1 組織構成	38
3-7-2 人員	39
3-7-3 予算	40
3-7-4 セミナー実績	40
4. JICAのCDM協力の意義（千原専門員執筆）	42
5. JICAのアルゼンチンにおけるCDM分野協力実績	44
6. 収集資料リスト	45
7. 関連リンク	46

表のリスト

表-1 PDM	10
表-2 プロジェクト活動計画表（PO）	11

略 語 表

CIDA	Canadian International Development Agency	カナダ国際開発庁
CDM	Clean Development Mechanism	クリーン開発メカニズム
CER	Certified Emission Reduction	認証排出削減量（炭素クレジット）
CERUPT	Certified Emission Reduction Unit Procurement Tender	認証排出削減量（炭素クレジット）入札プログラム
COP	Conference of Parties to the U.N. Framework Convention on Climate Change	気候変動枠組み条約締約国会議
DNA	Designated National Authority	指定国家機関
DOE	Designated Operational Entity	指定運営組織
EIA	Environmental Impact Assessment	環境影響評価
FIP	Formulario de Informacion de Proyecto	プロジェクト情報票
GHG	Green House Gas	温室効果ガス
INTA	Instituto Nacional de Tecnologia Agropecuaria	国立農牧技術院（アルゼンチン）
INTI	Instituto Nacional de Tecnologia Industrial	国立工業技術院（アルゼンチン）
JBIC	Japan Bank for International Cooperation	国際協力銀行
JETRO	Japan External Trade Organization	日本貿易振興会
JOFCA	Japan Overseas Forestry Consultants Association	海外林業コンサルタント協会
LFG	Landfill Gas	埋立地ガス
NC	National Communication	ナショナル・コミュニケーション（国別報告書）
NEDO	New Energy and Industrial Technology Development Organization	新エネルギー・産業技術総合開発機構
NGO	nongovernmental organization	非政府組織
NPO	nonprofit organization	非営利団体
NSS	National Strategy Study	国家戦略調査
OAIC	Oficina de Argentina de Implementacion Conjunta	アルゼンチンJI事務所
OAMDL	Oficina Argentina del Mecanismo para un Desarrollo Limpio	アルゼンチンCDM事務所
ODA	Official Development Assistance	政府開発援助
OE	Operational Entity	運営組織
PCF	Prototype Carbon Fund	世界銀行炭素基金
PCM	Project Cycle Management	プロジェクト・サイクル・マネージメント
PDD	Project Design Document	プロジェクト・デザイン・ドキュメント
PDM	Project Design Matrix	プロジェクト・デザイン・マトリックス
PIN	Project Idea Note	プロジェクト・アイデアノート
PO	Plan of Operation	活動計画
SD	Sustainable Development	持続的開発
UCC	Unidad de Cambio Climatico	気候変動室
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNFCCC	United Nations Framework Convention on Climate Change	国連気候変動枠組み条約

写真 環境・持続的開発庁



8月29日 M/M署名

左：Savino環境・持続的開発庁長官
右：岩崎団長



8月29日 M/M署名

左：Savino環境・持続的開発庁長官
右：岩崎団長



8月23日 気候変動室との協議

右から2人目がCarlino気候変動室長
右から3人目がNazareno CDM事務局局長



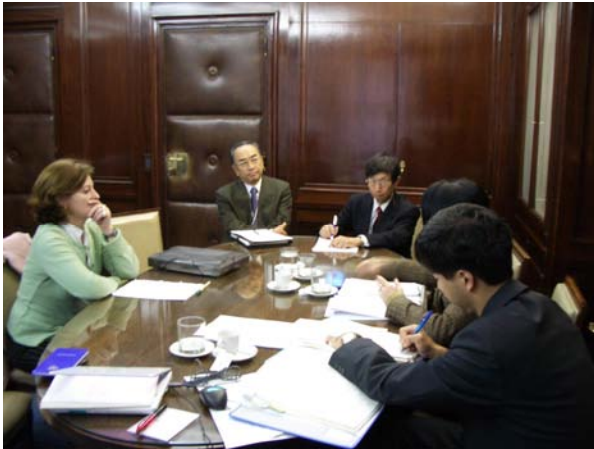
8月24日 気候変動室との協議



8月26日 持続的エネルギー開発室との協議

左がLacoste持続的エネルギー開発室室長

写真 その他の組織等



8月24日 INTIとの協議
左がDevia環境プログラム部長



8月25日 エネルギー庁との協議
左からAlicia国家振興部部長、
Monica国家振興部再生可能エネルギー課職員



8月25日 工業・商業・中小企業庁との協議
右から2人目がCecilia環境局局長
一番右がGonzalo木材家具工業国家振興室室長



8月25日 JETROとの意見交換
左から稲葉所長、橋本所員



8月29日 JBICとの意見交換
右から2人目が増田主席駐在員
一番右が中野駐在員

第1章 事前調査の概要

1-1 要請の背景

アルゼンチン共和国（以下、「アルゼンチン」）は1994年に気候変動枠組み条約を、2001年には京都議定書を批准した。1998年には環境・持続的開発庁気候変動室（以下、「UCC」）の中に共同実施事務局を設置したのち、2001年には同事務局をアルゼンチンCDM事務局（以下、「OAMDL」）と改称しDNA（指定国家機関）に指定した。また、1990年、1994年、1997年にそれぞれGHG（Green House Gas：温室効果ガス）インベントリーを作成し、1997年には第1回国別報告書（National Communication）を提出するなど、アルゼンチンは地球温暖化対策やCDMに対して当初から積極的な姿勢を見せている。しかし、具体的なCDM候補案件のデータバンクの未整備、CDM候補案件等の情報を先進国等に発信するためのメカニズムの未整備、産業界の理解・知識不足などの課題を抱えており、実際のCDMプロジェクトの実施までなかなか結びつかないのが現状である。

JICAはこれまで、国立工業技術院（INTI）や環境・持続的開発庁気候変動室CDM事務局（OAMDL常設事務局）に専門家を派遣しアルゼンチンの同分野への取り組みを支援してきた。2003年度にはアルゼンチンより「CDM基盤整備プロジェクト（開発調査）」の要請が提出されたが、同分野への継続支援の重要性はあるものの、協力内容の妥当性を判断するための背景情報が不足していた等の理由で採択には至らなかった。このため、案件採択判断に必要な情報を入手するために2004年8月に基礎調査団を派遣した。基礎調査の結果、既にアルゼンチン側は独自のシステムを構築しCDMの推進に取り組んでいることが確認されたことから、マスタープランづくりを中心とする開発調査よりも、関係省庁を含めたDNAのキャパシティー・ディベロップメントがより重要と判断され、当初の開発調査としての実施から技術協力プロジェクトとしての実施に変更することをアルゼンチン側に提言した。これを受け2005年3月、アルゼンチンより技術協力プロジェクトとしての正式要請書が提出された。なお、2005年1月からはOAMDL常設事務局に個別専門家を派遣し、CDMプロジェクトの審査・承認手続きに関する全般的な助言を行った。

1-2 事前調査の目的と実施方針

- (1) これまでに実施された基礎調査と専門家の実績を踏まえ、協力内容形成のために新たに必要な情報を入手する。
- (2) 先方実施体制、プロジェクトの成果、活動計画及び適切な投入計画について協議を行い、プロジェクトの詳細計画を明確化する。また、合意した内容についてM/Mで確認する。
- (3) 協力の内容については、日本貿易振興会（JETRO）、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）などCDMに関連する日本の関係機関とも意見交換と調整を行い、各関連機関と整合性のとれたものとする。

(4) OAMDの能力強化と、CDMに関する基礎的情報の普及は分野を特化せず実施する。「モデルプロジェクト」については、吸収源分野については別途アルゼンチン政府から要請が出る予定であることから、排出削減カテゴリーに属するものから選定する。

1-3 調査内容

(1) 基本事項

- ① 国家計画における温暖化対策の位置づけ
- ② CDM事業、温暖化対策への取り組み状況
 - a) 国内の運営組織 (Operational Entity: OE) の状況
 - b) 炭素基金の動向
 - c) 各国とのCDMに係る協力協定 (Memorandum of Understanding: MOU) の締結状況
 - d) CDMプロジェクト候補
- ③ プロジェクト実施機関の概要
 - a) 現有スタッフ数と活動実績
 - b) 年間予算額と予算獲得スケジュール
 - c) 今後の活動計画

(2) プロジェクトの全体計画についての協議の実施

- ① プロジェクトの概要 (目標、成果、活動、投入)
- ② プロジェクト期間及びプロジェクト活動計画表 (Plan of Operation: PO)
- ③ プロジェクトの投入の詳細計画の検討
- ④ 成果 (案) ごとの留意点の確認

(3) プロジェクトの実施体制の確認

- ① 実施機関及びM/Mの署名者
- ② 関係中央省庁のCDM担当部署の確認

(4) アルゼンチン側の投入計画 (人員配置、プロジェクト運営経費等に対する予算措置) の確認

(5) 妥当性、有効性、効率性、インパクト、自立発展性の観点からプロジェクト実施を評価するために必要な情報収集の実施

(6) 他ドナーやJETROやNEDO等の日本国関係機関との役割の明確化

(7) 今後のスケジュールの確認

(8) 技術協力プロジェクトへの理解の促進

1-4 調査団員

- | | | |
|-----------|-------|----------------------|
| (1) 団 長 | 岩崎 英二 | JICA地球環境部 公害対策第一チーム長 |
| (2) CDM | 栗林 浩 | 個人コンサルタント |
| (3) 温暖化対策 | 千原 大海 | JICA国際協力専門員 |
| (4) 協力企画 | 濱口 勝匡 | JICA地球環境部 公害対策第一チーム |
| (5) 通 訳 | 長嶋 典子 | |

1-5 調査日程

月 日	曜日	時間	日 程
8月21日	日	12:00 11:30 22:10	成田発 (JL006) ニューヨーク着 ニューヨーク発 (AA955)
8月22日	月	09:51 11:00 14:30 15:00 16:00	ブエノスアイレス着 団内打合せ JICAアルゼンチン事務所打合せ 在アルゼンチン日本国大使館表敬訪問 JICA事務所打合せ
8月23日	火	10:00 10:30 14:30 17:00	厚生・環境省 環境・持続的開発庁表敬訪問 厚生・環境省 環境・持続的開発庁 気候変動室との協議 気候変動室との協議 外務・貿易・宗務省 外務庁表敬訪問
8月24日	水	10:00 14:00 16:00	気候変動室との協議 団内打合せ INTIとの協議
8月25日	木	10:00 11:30 13:00 14:30	JETROブエノスアイレス事務所訪問 連邦計画・公共投資・サービス省 エネルギー庁との協議 経済・生産省 工業・商業・中小企業庁との協議 気候変動室との協議
8月26日	金	9:30 15:00 16:00	気候変動室との協議 (PDM、PO、M/M案作成) 環境持続的開発庁 持続的エネルギー開発室との協議 気候変動室との協議 (PDM、PO、M/M案作成)
8月27日	土	終日	現地報告作成、M/M作成
8月28日	日	終日	現地報告作成、M/M作成
8月29日	月	10:00 11:00 12:30 15:30 17:00	団内打合せ 気候変動室との協議 (M/Mの最終確認) 環境・持続的開発庁長官とのM/M署名 在アルゼンチン日本国大使館協議結果報告 JBICブエノスアイレス事務所協議結果報告
8月30日	火	20:20	岩崎団長・濱口団員、オゾン層観測強化プロジェクト/産業公害防止プロジェクト関係者との協議 栗林・千原団員、ブエノスアイレス発(AA956) →ニューヨーク経由 9月1日(木)成田着(JL005)
8月31日	水	11:40	岩崎団長・濱口団員ブエノスアイレス発(LA622)サンチアゴへ (別の調査を開始)

第2章 協力概要

2-1 協力の基本方針

2-1-1 アルゼンチンにおける地球温暖化対策推進におけるCDMの意義

アルゼンチンは1999年から4年連続マイナス成長が続き、2001年末、再度（1980年代の債務危機）の深刻な政治経済混乱に陥り、デフォルト状態になったが、2003年5月キルチネル（Kirchner）政権の成立でようやく終止符を打った。同年12月の日本大使館・JICAとアルゼンチン外務省との政策対話では、新たに、経済の再生、市民社会の強化、環境保全、南南協力とMERCOSUR¹協力の4分野を重点分野として設定した。

CDMは、通常、途上国（ホスト国）と先進国がパートナーシップを組んだ民間参加型の環境プロジェクトとして実施され、先進国から途上国へ投資や技術の流れが創出されることから、輸出振興、中小企業の育成、地域経済の活性化を軸とする経済の再生への寄与が期待される。また、温室効果ガス（GHG）削減量クレジットは、プロジェクト実施後のモニタリングを通じて算出される仕組みとなっていることから、プロジェクトの持続性を強化することにもなり、持続可能な開発へも寄与することになる。以下、本技術協力を、特にアルゼンチンで取り組む意義について考察する。

アルゼンチンにおいてJICAがCDM協力に取り組む意義

同国においてJICAがCDM協力に取り組む意義には2つの側面がある。1つは、本技術協力プロジェクトを実施するJICA側の協力意義、2つは、カウンターパート側としての同国の意義である。

前者については、JICAが取り組むCDM協力としては、最も本格的かつ包括的な性格をもつ協力であり、その活動内容もセミナー・シンポの開催からモデルプロジェクトによるプロジェクト設計書（PDD）の作成を含む、幅の広いキャパシティー・ディベロップメント活動となっているので、JICAのCDM協力事例のモデルとなる。これは、カウンターパート機関であるOAMDLの機能が、通常の家CDM機関（DNA）に比較してかなり幅広くなっていることにも関係している。一方、このことは、同国におけるCDM事業の展開が、同じMERCOSUR経済枢軸であるブラジルやチリに相当に遅れをとっているという事実にも関係していると考えられる²。

また、もう1つの意義として、本プロジェクトは、JICAが同国における協力の重点分野としている環境協力にあたり、もうひとつの地球温暖化対策の戦略として同国が推進しつ

¹ 南米共同市場。1991年にアルゼンチン・ブラジル・パラグアイ・ウルグアイの4か国で合意した共同市場の計画。1995年1月1日発効。関税の相互引き下げと対外共通関税を定め、民主主義の促進も企図。チリとボリビアも準加盟国として参加。

² アルゼンチンは、ブラジル、チリとともに、MERCOSUR経済枢軸の一翼を担うものの、現在までにCDM理事会に提出された案件数は、両国に比べ非常に少ない。中南米諸国は、CDMに関しては国際会議で導入を提唱してきたこともあり、国内制度の整備ではアジア地域に先行している。また、この地域は、資源開発やバイオマス分野を中心にCDMプロジェクトとして成立しやすい案件が多く、オランダ政府や世界銀行などが早くからキャパシティー・ビルディングに取り組んでいたことから、CDM理事会に承認を申請しているプロジェクト件数の50%以上が中南米であり、世界で最もプロジェクト数が多い状況にある。なかでも、ブラジルはCDM理事会に提出したプロジェクト件数は34件と国別で最も多く、ついでチリは10件となっている。これに比べると、アルゼンチンによる理事会への提出案件は2件と少なく、しかも、いずれも費用対便益の大きいメタン回収分野である。温暖化対策の本来的な視点からは、日本が比較優位をもつエネルギー分野の同国におけるCDMの推進が期待される。

つある適応策との得失や連携も考えられ、より総合的で幅広い気候変動に向けた対応策の模索に資することができることがあげられる。

後者については、CDM事業が同国のエネルギー政策や産業政策、戦略、優先課題の解決に役に立つ可能性があるということである。特に、日本のクリーンエネルギー技術やエネルギー効率改善に関する技術移転に期待できることやCDMプロジェクトの創出は、日本を含めて海外からの直接投資を促す可能性があることがあげられる。

まず、アルゼンチンのエネルギー供給構造の多様化に資する期待がある。すなわち、同国のエネルギー供給の主力は、安価かつ比較的クリーンな天然ガスであるため、資源量やポートフォリオ、情報が豊かにもかかわらず（例えば、同国のエネルギー庁は中長期の再生資源エネルギー比率を8%にするという意欲的な計画について検討中で、これに関係して2006年中には、世界銀行による小水力ポテンシャル調査結果が期待される場所である）、再生可能エネルギー利用の開発が遅れている。このため、CDMは豊富な水力や風力、太陽光等の電力資源等の開発に貢献することが期待される（CDMによる“Environmental Rent”と考えられる問題である）。

次に、アルゼンチンのエネルギー需要面では、石油の利用が多く最もGHG排出量が集中している輸送セクターのクリーン化に資する可能性がある。

また、アルゼンチンにおける産業のエネルギー効率の向上を促すこともあげられ、特に、同国がその農業生産力の豊かさから経済性、比較優位をもつと考えられるアグロインダストリー産業等にエネルギー効率改善を含むクリーン生産技術の移転が期待され、国際市場での競争力の強化に資する可能性が高いこと、などである。

加えて、本技術協力のタイミングのよさとオーナーシップの強さもあげられる。同国では、2004年COP10開催～2005年議定書の発効の時期にかけて、CDM候補案件の数が急増しつつある事実である。これは、本技術協力では、同国のオーナーシップが非常に高く、協力の成果にも大きな期待がもてることにもなる。

2-1-2 アルゼンチンにおけるCDM推進の現状と課題

アルゼンチンは気候変動枠組み条約を1994年に、京都議定書を2001年にそれぞれ批准した。厚生・環境省の下で環境・持続的開発庁内に共同実施事務局を設置したのち、これを2001年にアルゼンチンクリーン開発メカニズム（CDM又はMDL）事務局と改称し、DNA（Designated National Authority）に指定した。1990年、1994年、1997年にそれぞれ温暖化ガスインベントリーを作成し、第1回国別報告書（National Communication）を1997年に提出し、第2回を2006年に提出予定である。

また、1998年にはCOP4を2004年にはCOP10を開催するなど、地球温暖化対策には早くから積極的に取り組んでいる。

国内のCDMプロジェクトの促進については、上記CDM事務局が単なる許認可機関にとどまらず、例えばワークショップやセミナーの開催、FIP（CDMプロジェクトの初期情報票といった意味合いのもの）や次のステップであるPIN（プロジェクト・アイデア・ノート）への展開のためのコンサルテーションの実施など、国内のCDM事業の促進に積極的に取り組んできた。しかし具体的なCDM候補案件のデータバンクやCDM案件候補の情報を先進国等に発信するためのメカニズムが整備されていない、産業界の理解・知識が不足しているといった問

題を抱えており、CDM事業の実施にはいまだ結びついていない。

これまでに実施された専門家派遣事業や今回の事前調査の結果から、以下のような具体的課題があげられる。

- ・ OAMDLを有するUCCのスタッフの更なる能力向上と組織的業務遂行体制の確立
- ・ 中央政府内他省庁とのコミュニケーションの改善とCDM認識度の向上
- ・ 州政府、銀行、法曹界、中小企業へのCDMの普及・啓発
- ・ 関係者のCDMプロジェクト形成能力の向上

以上の課題を踏まえて、今回の協力の目的は、UCCを中心としたCDM関係者のキャパシティー・ディベロップメントを通して、アルゼンチンにおけるCDM事業の推進を図ることにある。

なお、JICAはこれまでアルゼンチンに対しては2001年に国立工業技術院（INTI）、2003年、2005年にUCCに、短期専門家を派遣し、また日本国内でもCDMに関する集団研修コースへの同国政府関係者の参加などを通し、CDM事業推進のための協力を行ってきた。

2-1-3 協力の基本方針

今回の協力では、気候変動室（UCC）と州政府や民間等のCDM関係者を対象にCDMプロジェクトの形成能力の向上のための具体的な「ツール」と具体的なCDMプロジェクトにつながる「シーズ」の作成能力を向上させるキャパシティー・ディベロップメント支援を行うことを意図している。主要なねらいとしては以下の3点である。

- ① 国家指定機関の常設執行部を有する気候変動室（UCC）の能力強化
- ② 州政府、民間企業、法律・金融関係者を巻き込んだCDMに関する知識とアイデアの醸成
- ③ 潜在的にCDMプロジェクトの有効性が高い分野におけるプロジェクト設計書（PDD）の作成を通じた実践的なプロジェクト形成能力の向上

上記順序は、キャパシティー・ディベロップメント支援の順序を反映している。まず、CDMの審査・促進の役割を担う、UCCの能力向上を行う。ここでは、個人のみならず、マニュアルの作成といった「ツール」の整備等による組織レベルで効果的かつ効率的な業務の遂行能力の構築が重要な課題となる。

これと同時並行的に、CDM推進のうえでステークホルダーとなる州政府、民間企業、法律・関係者のCDMに関する知識向上をめざすことで、CDMプロジェクトの円滑な形成のための社会的な能力構築を行う。ステークホルダーとのセミナー、ワークショップを通じ、アルゼンチンに潜在的に存在するニーズの掘り起こしと、広くその後のプロジェクトにつながる「シーズ」の形成が重要になる。法律・金融関係者は、CDMへの理解を深め、法律・金融上のCDM推進のための基盤の整備を推進することも重要なねらいとなる。

最後に、以上の活動を通じたなかからアルゼンチンにおいてCDMプロジェクトとして潜在的に実施可能性が高いと思われる分野において、仮想的なPDDの作成及びその普及活動を行うことで、より具体的な「シーズ」の形成能力構築支援を行う。

2-2 プロジェクトの基本計画の概要

PDMを表-1に、プロジェクト活動計画表（P0）を表-2に示す。

プロジェクトの基本計画の概要と解説は以下のとおり。

(1) プロジェクト期間：1年間

(2) プロジェクト要約

- ① 上位目標：アルゼンチンの持続可能な開発に貢献するCDMプロジェクトが実施される
(解説)

上位目標に対する指標としては実施されるCDMプロジェクトの数と質を設定している。数はアルゼンチン政府によって承認された数と国連気候変動枠組み条約（UNFCCC）によって登録された数から、また質は発生した認証排出削減量（CER）の総量から測ることとしている。

- ② プロジェクト目標：気候変動室（UCC）とCDM関係者のプロジェクト形成能力が強化される
(解説)

プロジェクト目標に対する指標としては、UCCに提出されたFIP、PIN、PDDの数と質を設定している。これはアルゼンチン国内において、CDMプロジェクトの形成能力が高まれば、質の高いFIP、PIN、PDDの数が増えるという仮説に基づいている。

- ③ 成果1 UCCのCDMプロジェクト形成能力が強化される

活動1-1 他国のマニュアルを参考にしてアルゼンチン版CDMマニュアルを作成する

活動1-2 ウェブサイトのデータと情報を改善する

活動1-2-1 プロジェクトポートフォリオを適切な時期に更新する

活動1-2-2 必要なデータと情報をウェブサイトに掲載する（アルゼンチン版CDMマニュアルと法律・金融ガイドブックを含む）

活動1-3 CDMプロジェクトの進捗管理のためのデータベースを開発する

活動1-4 小規模プロジェクトを含めたCDMプロジェクトへのバンドリングの適用可能性を調査する

活動1-5 ワークショップやセミナーの事後評価に基づき、アルゼンチン版CDMマニュアルや法律・金融ガイドブックの改訂も含めたフィードバックを得る

(解説)

成果1はアルゼンチン国のDNAであるCDM事務局が設置されているUCCそのもののキャパシティー・ディベロップメントをねらったものである。これら活動については、既にUCC自身で取り組んでいる課題であり、今回の協力では、職員間で共有できるマニュアルの作成や情報の職員の共有等、より組織的な業務改善をめざす。

1-1のマニュアルとは、日本の環境省とスペインがそれぞれ作成したマニュアルが参考にされる予定であり、アルゼンチンのCDM事情に合わせたものが作成される。

1-3のデータベースとは、UCC職員のための内部用データベースである。そのデー

データベースによって、UCCに申請されているCDMプロジェクトのステータス等の進捗が一元的に管理され、かつUCC職員がその情報を共有できるようになる。

1-4のバンドリングの適用可能性調査は、小規模プロジェクトが多いアルゼンチン国内において、どのようなバンドリングの手法が適用可能かについて調査するものである。この結果は、成果3のPDD作成にあたっても活用される。

1-5のワークショップやセミナーの事後評価は、ワークショップやセミナーの結果をUCCのCDMプロジェクト推進ツールの改善にフィードバックすることを意図しており、PDCAサイクルの確立をめざす。

④ 成果2 州政府、民間、法律・金融関係者がCDMに関する最新の知識を獲得する

活動2-1 プロジェクト申請者を対象としたワークショップ／セミナーを実施する

活動2-2-1 州政府関係者を対象とした特定分野における集中研修コースの計画とカリキュラムを作成する

活動2-2-2 集中研修コースを実施する

活動2-3 法律・金融関係者を対象としたワークショップ／セミナーを実施する

活動2-4 ワorkshop／セミナーのフォローアップを行う

(解説)

成果2では、CDMに関する最新の知識を関係者に普及する。対象者は、プロジェクト申請者、州政府、法律・金融関係者と様々なアクターを想定しており、CDMに関係する主要なステークホルダーをカバーしている。また、ワークショップやセミナーを実施するだけでなく、その後の参加者へのフォローアップも行うことで、プロジェクト形成を推進する。

⑤ 成果3 ある特定分野におけるPDD作成支援を通して、UCCを中心としたCDM関係者のプロジェクト形成能力が向上する

活動3-1 モデルプロジェクトのリストを作成する

活動3-2 モデルプロジェクト選択のための基準を設定する

活動3-3 モデルプロジェクトを選択する

活動3-4 モデルプロジェクトのPIN若しくはPDDを作成する

活動3-5 PIN若しくはPDD作成の経験を普及するためのワークショップ若しくはセミナーを実施する。

(解説)

成果3は実際にCDMプロジェクトのPDDを作成することを通して、UCCを中心としたCDM関係者のプロジェクト形成能力の向上をねらうものである。

現在想定される分野としては再生可能エネルギーがあるが、UCCからは交通分野も要請が出されている。ここでの活動は、エネルギー庁等の関係機関との連携が非常に重要になる。

表－1 PDM

Duration of the Project: 1 year

Target Group: Climate Change Unit (UCC) and CDM Stake Holders

Target Area: Whole Area of Argentina

Narrative Summary	Verifiable Indicators	Means of Verification	Important Assumptions
Overall Goal of the Project			
CDM Projects will be implemented contributing to the sustainable development of Argentina.	1. Number of CDM projects approved by Argentine Government. 2. Number of CDM projects registered at UNFCCC. 3. Total volume of CER	1. UCC's web-site. 2. UNFCCC's website 3. UNFCCC's website	
Purpose of the Project			
Project formulation capacity of UCC and CDM stake holders will be enhanced.	1. Number of CDM projects submitted to UCC in FIP, PIN or PDD. 2. Quality of CDM projects submitted to UCC in FIP, PIN or PDD.	1. UCC Record. 2. UCC Record.	1. Continued sound growth of Argentine economy. 2. Continued interests of investors in CDM. 3. CDM regime exists.
Outputs from the Project			
1. UCC's capacity to promote CDM projects will be enhanced.	1. CDM manual 2. Contents and timing of update of the UCC's website 3. CDM project management database 4. Results of Investigation 5. Contents of feedback	1. CDM manual 2. UCC's website 3. CDM project management database 4. Investigation report 5. Post-evaluation report	1. C/P personnel continue to work for UCC.
2. Provincial governments, private sectors, finance related organizations and legislation related organizations will acquire the latest knowledge about CDM.	1. Number of workshops and seminars 2. Number and background of participants 3. Follow-up actions	1. Workshop and seminar reports 2. Workshop and seminar reports 3. Follow-up reports	
3. Project formulation capacity of UCC and CDM stake holders will be enhanced in a specific sector through formulation of PDD.	1. PIN or PDD of model project(s)	1. PIN or PDD of model project(s)	

表-2 プロジェクト活動計画表 (P0)

Expected Outputs	Activities	Schedule (Month)												
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
1. UCC's capacity to promote CDM projects will be enhanced.	1-1. To prepare an Argentine CDM manual referring to the manuals of selected countries *1	■												
	1-2. To improve the data and information on the website.	■		←										
	1-2-1. To update timely project portfolio.	←												
	1-2-2. To put the necessary data and information on the web page including Argentine CDM Manual, Legal and Financial Issues Guidebook *2, and others.			←										
	1-3. To develop a CDM project management database to monitor the status of CDM projects.	■												
	1-4. To investigate a feasibility of bundling to be applied to CDM projects including small scale.					■								
	1-5. To do a post-evaluation of workshops and seminars for feedback including modification of the Argentine CDM Manual and Legal and Financial Issues Guidebook.			←										
2. Provincial governments, private sectors and finance- and legislation- related organizations will acquire the latest knowledge about CDM.	2-1. To hold workshops and seminars to promote communication between UCC and project proponents.			▲			▲			▲		▲		
	2-2-1. To develop the plan and curriculum for intensive training courses for selected provinces/sectors.					■			■					
	2-2-2 To conduct intensive training courses for selected provinces/sectors.						■			■			■	
	2-3. To hold workshops and seminars for bankers and lawyers.									▲				
	2-4. To conduct follow-up of workshops and seminars.									■				
3. Project formulation capacity of UCC and CDM stake holders will be enhanced in a specific sector through formulation of PDD.	3-1. To make a list of potential model project(s).	←												
	3-2. To set the criteria for selection of model project(s).			←										
	3-3. To select the model project(s).									▲				
	3-4. To prepare PIN or PDD of model project(s).									■				
	3-5. To conduct a workshop or seminar to disseminate the experiences of formation of PIN or PDD.													▲

*1 At least the manual of MoE, Japan and Spanish should be referred to.

*2 The Legal and Financial Issues Guidebook was developed in 2004 referring to the standard textbook for CDM/JI published by METI, Japan.

NOTICE: The schedule is subject to change upon agreement of both parties when any necessity arises during implementation of the Project

2-3 実施体制

本プロジェクトは、気候変動室（UCC）室長をプロジェクトディレクター、気候変動室CDM事務局（OAMDL）局長をプロジェクトマネージャーとし、カウンターパートである気候変動室の職員が中心となってプロジェクトを推進する。

なお、気候変動室とCDM事務局の間には人事的に明確な境界はなく、職員は気候変動室所属で、気候変動室とCDM事務局の仕事の両方を掛け持っているのが現状である。

また、日本人専門家はプロジェクトディレクターとプロジェクトマネージャーに対してプロジェクト実施に係るすべての事項について必要な提言と助言を行い、カウンターパートに対してプロジェクト実施に係る技術的事項について必要な技術的指導と助言を行う。

2-4 アルゼンチン側の投入

2-4-1 カウンターパート

カウンターパート11名。詳細は付属資料の3-7実施機関概要を参照。

2-4-2 ローカルコスト

セミナー開催経費等プロジェクト運営に係るローカルコストについてはアルゼンチン側が負担する。

2-5 日本側の投入

2-5-1 専門家

現時点で想定している、投入されるべき専門家は以下のとおり。

(1) 総括／CDMマネジメント

プロジェクト管理（予算・工程・品質・人材などの管理全般）の経験のある技術者で、当然京都議定書の内容及びその国際折衝を理解（小規模プロジェクトの扱いやバンドリングを含む）若しくはトレースできることが求められる。1年のプロジェクト期間中かなりの期間滞在できることが望ましい。

(2) エネルギー分野

モデルプロジェクトの1つがエネルギー分野から選ばれる可能性が高いことから、エネルギー分野での知識・経験が豊富で、CDMを理解していることが求められる。再生可能エネルギー・省エネルギー・生産現場のエネルギー管理などの経験があり、CDMプロジェクトの「有効性」評価方法を理解しているか、理解する意欲のあること。モデルプロジェクトが例えば風力発電であっても、水力発電（ミニを含む）であっても、さらにはバイオエネルギーであっても一応の理解力があって、エネルギー関連個別技術セクターごとに招へいされるかもしれない専門家と技術的な議論ができること。PDDを作成・評価できると更に望ましい。派遣期間の長さは、(1)の専門家に準ずる。

(3) 金融・法律問題

金融界・法曹界を対象にCDMにおける金融、法律面での諸問題と解決策を講義できる

ことが求められる。アルゼンチン国内の関連法律体系については現地の法律家の協力を得ることを前提とする。CDM流の経済試算ができること。METIのCDM/JI「標準教材」のアルゼンチン版へのカスタマイズに協力できること。派遣期間は(1)、(2)の専門家より短いことを想定。

(4) 特定分野の専門家

エネルギー分野以外の特定分野を何にするのかはプロジェクトのなかで見極めていくことになる。日本側援助スキームとしては研修員受入れがふさわしいと判断される可能性もあるが、事前調査段階の情報から専門家派遣として想定できる分野としては次の分野があげられる。

- ・地下鉄などを含む新交通システム導入によるCDMプロジェクト形成が可能かどうかの評価ができる人材。あるいはそれに関するワークショップの講師が務まる人材。
- ・その他カウンターパートと合意するモデルCDMプロジェクトの技術分野において、その技術分野の知見とCDM知識の双方を備えた人材。ただし、エネルギー分野は(2)でカバーされ、植林・再植林は別のプロジェクトで考慮されると考えてよい。都市ゴミのリサイクルや生物工学の知見所有者などが必要となる可能性がある。

(5) その他

(2)に述べたエネルギーに関する特定技術分野の短期招へい専門家。風力発電機・ミニ水力発電機など以外に地熱発電・水素技術・自動車エンジン・家電等々が考えられるが、いずれもごく短期間の招へい、あるいはホームオフィスからの支援という形も考えられる。1か月程度。1～2名。

2-5-2 供与機材

情報管理、ワークショップ／セミナー等に必要な機材。要請では、コンピューター3台、プロジェクタ、スクリーン、プリンタ、スキャナ等。

その他インターネット上で申し込むPublicationのアカウント(500ユーロ／年)も要請があったが、これに関しては必要に応じて現地業務費で対応することとする。

2-5-3 研修員

年間2名程度の受入れを予定。

2-5-4 現地業務費によるローカルコスト負担

セミナー開催経費等で日本人専門家に係るローカルコスト。

2-6 他援助機関、日本政府関係機関の動向と役割分担

アルゼンチンのCDM関連機関が受け入れた援助は、日本以外では世界銀行とカナダ(CIDA)からのものがある。また、ほかに欧州やカナダなど7か国と協力協定(MOU)を取り交わしている(これについては付属資料3-6を参照)。

日本からの援助は、JICA以外ではNEDOとJETROの協力がある。シンクについては海外林業コ

ンサルタンツ協会（JOFCA）も関係している。

(1) 世界銀行

National Communicationの作成に対するキャパシティー・ビルディングが2004年の4月から24か月の予定で始まっている。GEF経由、120万米ドルの予算でインベントリーほか8項目のプロジェクトである（Mitigation、Adaptation、Communicationなど）。これ以外には現在アルゼンチン炭素基金設立への専門家の協力を要請中（今のところ資本参加の要請ではない）。

また、エネルギー庁においてエネルギー分野におけるポテンシャル調査を実施中。2006年1月ごろに結果が出る予定。

(2) カナダ

CIDAがCDMのセミナーや案件発掘のためのコンサルタントを派遣した。100万カナダドルの予算。既に終了。

(3) NEDO

技術移転プログラムの一環として、日本の技術をアルゼンチンのエネルギー、環境分野に移転する目的で、現在アルゼンチン企業など約50社を対象にニーズ調査を開始しつつある。そのなかからCDMに発展するものが発掘できれば、更に支援する模様である。三菱証券が担当。

(4) JETRO

CDM案件の発掘と日本企業とのマッチングを念頭に置いた調査を開始している。同じく三菱証券が担当。JETROアルゼンチン事務所はNEDOのアルゼンチンにおける活動の窓口も兼ねており、NEDOとは密な協力体制となっている。

(5) JOFCA

アルゼンチンの森林に関する基礎データ（衛星による森林地帯の観察データ、土壌に関するもの）の収集のため、厚生・環境省の天然林関連部門と協力関係にある。2004年度に実施。

2-7 実施上の留意点

(1) CDM分野は、国際的にもアルゼンチン国内的にもその制度構築中分野でありまた、各ドナー、日本政府関係機関の動きも急である。このため柔軟な協力の推進が必要である。国際的には締約国会議や理事会の動向、アルゼンチン国内的には、炭素基金の設立、エネルギー庁の世界銀行の支援による再生可能エネルギー調査は、その動向を注視する必要がある。

(2) 本分野については、日本京都メカニズム推進プログラム（JKAP）があり、オールジャパンとしてJETRO、NEDO等との協調が重要である。特に、JICAの協力はその資金がODAで

あることから「キャパシティー・ビルディング」にとどまるため、プロジェクト実施に向けた他機関のスキームへつなげる努力が重要である。また、在アルゼンチンの民間企業への働きかけをJETROと協調のうえ適宜実施していくことも重要である。

(3) 成果3において、どの分野をモデルプロジェクトとして取り上げるかについては、事前調査団で決めることは時間的、能力的制約から行っていないが、この選択は今後のアルゼンチンにおけるCDMプロジェクトの推進に広くつながるものであるべきで、その選択基準の選考過程がUCCや関係者の能力構築の観点からも普及の観点からも重要になる。一方、専門家のリクルートの観点からは、2005年度末までには見通しをつける必要がある。

(4) 気候変動室のスタッフは、国際会議等で海外出張の機会も多く多忙である。専門家派遣にあたっては、前広なスケジュール調整が必要である。

2-8 相手国の便宜供与事項

専門家執務スペースと免税措置。

2-9 5項目評価

(1) 妥当性

妥当性については、以下のとおり確認した。

- アルゼンチン政府は、1994年に気候変動枠組み条約を、2001年には京都議定書を批准し、地球温暖化対策に対して国際的にコミットしている。
- またこれを推進する体制として環境・持続的開発庁内に1998年より気候変動室(UCC)を立ち上げ、推進体制も整備している。
- 地球温暖化対策は、アルゼンチン国のミレニアム開発目標(2003年作成)の第8番目の目標中に、国家環境アジェンダ(2004年作成)でも位置づけられている。また、2005年3月開催の国会にて行われたキルチネル大統領の演説でも、環境問題に関する3つの課題の1つとしてあげられている。
- 気候変動室に提出されるプロジェクト・アイデアノート(PIN)等のプロジェクト情報は、2004年から2005年にかけて3倍近くに増加しており、CDMに対する社会的な関心も高まってきている。
- 日本の「持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ(EcoISD)」の重点分野のひとつである「地球温暖化対策」に合致する。
- JICAの対アルゼンチン国別事業実施計画では援助重点分野のひとつの「環境保全」の項目にてCDM基盤整備が掲げられており、同計画にも明確に位置づけられている。

(2) インパクト

- アルゼンチンの投資環境は依然厳しいが、2004年には9%の伸びを示し、改善傾向にある。また、既に2件のプロジェクトが登録待ちの段階まできている状況と、37件の候補案件がUCCに提出されている状況を考えると、上位目標である「CDMプロジェクトが実施される」はプロジェクト形成能力の向上によりインパクトを与えるも

のと期待できる。

(3) 自立発展性

- アルゼンチン政府は、2001年に京都議定書を批准し、その取り組みのためUCC内のOAMD L (CDM事務局) をDNAに指定済みであり、政策・制度面からの自立発展性は確保されている。
- 財政、技術面については、既にUCCが現状で独自に取り組んでいる活動を強化する方向でプロジェクトを計画し、プロジェクト運営経費は基本的にアルゼンチン側負担となっているため、財政・技術面の自立発展性に無理がない計画としている。

(4) 有効性

- 現PDMでは、プロジェクト目標を「UCC及び主要関係者のCDMプロジェクト形成能力強化」としているが、これに十分なインパクトをもたらすため成果を3つ設定している。まず、成果1ではUCCの能力強化に焦点を当てているが、既にUCCが不十分ながら取り組みを開始しており、かつその改善の必要性をUCC自身が認識している活動に焦点を当てており、プロジェクトを通じて改善される蓋然性は高い。また、成果2の州政府や民間企業のCDMに対する知識普及は、これまでもUCCによってなされてきた活動である。成果1によりUCCの能力強化がなされれば、これによりUCCの普及活動も強化され、結果関係者への知識普及が強化されることは論理的である。これらを踏まえアルゼンチンのCDMの全体的な状況をよく把握したうえで、成果3では、特に潜在的実現性が高い分野でモデル的にプロジェクト計画を作成し、関係者への普及も図るため、より具体的にアルゼンチンにてプロジェクト形成能力が高まることが期待できる。

(5) 効率性

- これまでの協力により明らかになった改善点に絞った協力計画とすることで、効率性に配慮した計画としている。
- 「気候変動室の能力強化→関係者への知識の普及→具体的な案件形成支援」と基礎能力形成から応用問題へと進む活動計画を作成しており、能力構築の順序を効率的に計画している。
- CDM分野について知見があるローカル・コンサルタントが活用できる際は、これを活用することとし効率性的な投入計画としている。

付 属 資 料

1. 主要面会者リスト
2. M/M
3. 基礎調査の補足調査結果概要
 - 3-1 国家開発計画における地球温暖化対策の位置づけ
 - 3-2 UCCとOAMD Lの役割と機能
 - 3-3 気候変動関連の法律等一覧
 - 3-4 CDMプロジェクトの動向
 - 3-5 炭素基金の動向
 - 3-6 各国とのMOU締結状況
 - 3-7 実施機関の概要
 - 3-7-1 組織構成
 - 3-7-2 人 員
 - 3-7-3 予 算
 - 3-7-4 セミナー実績
4. J I C AのCDM協力の意義（千原専門員執筆）
5. J I C AのアルゼンチンにおけるCDM分野協力実績
6. 収集資料リスト
7. 関連リンク

1. 主要面会者リスト

1. 主要面会者リスト

<アルゼンチン側関係者>

(1) 外務・貿易・宗務省 外務庁

Ms. Ana Cafiero 国際協力局 局長
Ms. Andrea de Fornasari 国際協力局 二国間協力部 日本担当

(2) 厚生・環境省 環境・持続的開発庁

Mr. Atilio Savino 環境・持続的開発庁 長官
Mr. Hernán Carlino 気候変動室 室長
Mr. Nazareno Castillo Marin 気候変動室 CDM 事務局 局長
Ms. Lucila Serra 気候変動室 コンサルタント (弁護士)
Mr. Francisco Ocampo 気候変動室 コンサルタント
Ms. Nadia Abigail Mantel Amari 気候変動室 アシスタント
Mr. Carlos Hugo Lacoste 持続的エネルギー開発室 室長

(3) 国立工業技術院 (INTI)

Ms. Leila Devia 環境プログラム 部長

(4) 連邦計画・公共投資・サービス省 エネルギー庁

Ms. Alicia M. Baragatti 国家振興部 部長
Ms. Monica Servant 国家振興部 再生可能エネルギー課

(5) 経済・生産省 工業・商業・中小企業庁

Ms. Cecilia E. Achille 環境局局長
Mr. Gonzalo Felipe Campos 木材家具工業国家振興室 室長

<日本側関係者>

(1) 在アルゼンチン日本国大使館

大部 一秋 公使
城崎 和義 二等書記官
吉野 潤 参事官 (経済担当)

(2) JETRO ブエノスアイレス事務所

稲葉 公彦 所長
橋本 修 所員

(3) JBIC ブエノスアイレス事務所

増田 篤 主席駐在員
中野 有貴 駐在員

MINUTES OF MEETING BETWEEN
JAPANESE PREPARATORY STUDY TEAM AND
THE AUTHORITIES CONCERNED OF THE GOVERNMENT OF
THE ARGENTINE REPUBLIC
ON JAPANESE TECHNICAL COOPERATION FOR
THE PROJECT FOR THE REINFORCEMENT OF
THE FUNDAMENTALS FOR CDM PROJECTS

The Japanese Preparatory Study Team (hereinafter referred to as "the Team") organized by the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA"), visited the Argentine Republic from August 22, 2005 to August 30, 2005 for the purpose of working out the details of the technical cooperation concerning "the Project for the Reinforcement of the Fundamentals for CDM Projects" (hereinafter referred to as "the Project") in the Argentine Republic.

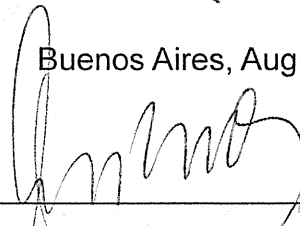
During its stay in Argentine Republic, the Team exchanged views and had a series of discussions with the Argentine authorities concerned with respect to desirable measures to be taken by JICA and Argentine Government for the successful implementation of the Project.

As a result of the discussions, and in accordance with the provisions of the Agreement on Technical Cooperation between the Government of Japan and the Government of Argentine Republic signed in Tokyo on October 11, 1979 (hereinafter referred to as "the Agreement") the Team and the Argentine authorities concerned agreed on the matters referred to in the document attached hereto, and agreed to recommend this to their respective Governments.

Done in duplicate in Spanish and English, each text being equally authentic. In case of any divergence of interpretation, the English text shall prevail.

Buenos Aires, August 29, 2005

岩崎 英二



Mr. Eiji IWASAKI
Leader
Preparatory Study Team
Japan International Cooperation Agency
(JICA)

Mr. Atilio Savino
Secretary
Secretariat of Environment and
Sustainable Development
Ministry of Health and Environment

THE ATTACHED DOCUMENT

I. COOPERATION BETWEEN JICA AND THE SECRETARIAT OF ENVIRONMENT AND SUSTAINABLE DEVELOPMENT OF THE MINISTRY OF HEALTH AND ENVIRONMENT OF THE ARGENTINE REPUBLIC

1. The Secretariat of Environment and Sustainable Development of the Ministry of Health and Environment of the Argentine Republic (hereinafter referred to as "the Secretariat") will implement the Project in cooperation with JICA.
2. The Project will be implemented in accordance with the Project Design Matrix (hereinafter referred to as "PDM") which is given in Annex I. The tentative plan of operation is also shown in Annex II.

II. MEASURES TO BE TAKEN BY JICA

In accordance with the laws and regulations in force in Japan and the provisions of Article III of the Agreement, JICA as the executing agency for technical cooperation by the Government of Japan, will take, at its own expense, the following measures according to the normal procedures of its technical cooperation scheme.

1. DISPATCH OF JAPANESE EXPERTS

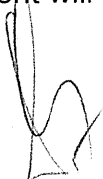
JICA will provide the services of the Japanese experts as listed in Annex III. The provisions of Article IX of the Agreement will be applied to the above-mentioned experts.

Both sides confirmed that the official request to assign Japanese experts for the term of technical cooperation will be submitted by the Secretariat.

2. PROVISION OF MACHINERY AND EQUIPMENT

JICA will provide machinery, equipment and other materials necessary for the implementation of the Project. The provision of Article VII of the Agreement will be applied to the Equipment.

Both sides confirmed that the official request form for provision of equipment will be submitted by the Secretariat.



3. TRAINING OF ARGENTINE COUNTERPART PERSONNEL IN JAPAN

JICA will receive Argentine counterpart personnel connected with the Project for technical training in Japan.

Both sides confirmed that the official request for training in Japan will be submitted by the Secretariat.

III. MEASURES TO BE TAKEN BY THE SECRETARIAT OF ENVIRONMENT AND SUSTAINABLE DEVELOPMENT

1. The Secretariat will take necessary measures to ensure that self-reliant operation of the Project will be sustained during and after the period of Japanese technical cooperation, through full and active involvement in the Project by all related authorities, beneficiary groups and institutions.
2. The Secretariat will ensure that the technologies and knowledge acquired by the Argentine nationals as a result of Japanese technical cooperation will contribute to the economic and social development of the Argentine Republic.
3. In accordance with the provisions of Article V, VI, VIII of the Agreement, the Government of Argentine Republic will grant in Argentine Republic privileges, exemptions and benefits to the Japanese experts referred to in II-1 above and their families.
4. In accordance with the provisions of Article VII of the Agreement, the Secretariat will take the measures necessary to receive and use the Equipment provided by JICA under II-2 above and equipment, machinery and materials carried in by the Japanese experts referred to in II-1 above.
5. The Secretariat will take necessary measures to ensure that the knowledge and experience acquired by the Argentine counterpart personnel from technical training in Japan will be utilized effectively in the implementation of the Project.
6. In accordance with the provisions of Article V-(e)-(f) of the Agreement, the Secretariat will provide the services of Argentine counterpart personnel and administrative personnel as listed in Annex IV.



7. In accordance with the provisions of Article V-(a)-(b) of the Agreement, the Secretariat will provide the land, buildings and facilities necessary for the implementation of the Project.
8. In accordance with the laws and regulations in force in the Argentine Republic, the Secretariat will take necessary measures to supply or replace, at its own expense, machinery, equipment, instruments, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the Project other than the Equipment provided by JICA II-2 above.
9. In accordance with the laws and regulations in force in the Argentine Republic, the Secretariat will take necessary measures to meet the running expenses necessary for the implementation of the Project.

IV. ADMINISTRATION OF THE PROJECT

1. Head of Climate Change Unit as the Project Director will bear overall responsibility for the administration and implementation of the Project.
2. Coordinator of Permanent Secretariat of the Argentine CDM Office (OAMD L) as the Project Manager will be responsible for the technical matters of the Project.
3. The Japanese Team Leader will provide necessary recommendations and advice to the Project Director and the Project Manager on any matters pertaining to the implementation of the Project.
4. The Japanese experts will give necessary technical guidance and advice to the Argentine counterpart personnel on technical matters pertaining to the implementation of the Project.

V. JOINT EVALUATION

Evaluation of the Project will be conducted jointly by JICA and the Argentine authorities concerned, in the last months of the cooperation term in order to examine the level of achievement.



VI. CLAIM AGAINST JAPANESE EXPERTS

In accordance with the provision of Article VIII of the agreement, the Secretariat undertakes to bear claims, if any arises, against the Japanese experts engaged in technical cooperation for the Project resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official functions in the Argentine Republic except for the those arising from the willful misconduct or gross negligence of the Japanese experts

VII. MUTUAL CONSULTATION

There will be mutual consultation between JICA and the Argentine authorities concerned on major issues arising from, or in connection with this Attached Document.

VIII. MEASURES TO PROMOTE UNDERSTANDING OF AND SUPPORT FOR THE PROJECT

For the purpose of promoting support for the Project among the people of Argentine Republic, the Secretariat will take appropriate measures to make the Project widely known to the people of Argentine Republic.

IX. TERM OF COOPERATION

The duration of the technical cooperation for the Project will be one (1) year.

X. OTHER RELEVANT ISSUES

1. Regarding Output 3 of the project, Afforestation and Reforestation (AR) CDM is excluded from the scope of the activity.

2. Formulation of Project Design Documents (PDDs)

- 1) The intent of formulating the model PDDs is to promote the consulting capacity of UCC in promoting CDM projects, not of targeting to implement some specific projects.
- 2) The model PDDs may be selected from the following two areas considering their wide applicability and high needs specific to Argentina.
 - Energy sector incl. renewable energies
 - Other area, for example transport sector

3. Training course in output 2-2

It is generally envisaged that three (3) intensive training courses (four days each) will be implemented, one (1) for provincial governments and two (2) for industrial sectors.

4. Counterpart training in Japan

Two (2) trainees are considered for this technical cooperation.

5. Expenses for workshops, seminars and training courses

The local costs necessary for workshops, seminars and training courses will be borne by the Argentine side.

6. Equipment

The Argentine side requests the training equipment for information management and workshops/seminars such as; 3 personal computers, a printer, projector/screen and scanner.

LIST OF ANNEX

ANNEX I	TENTATIVE PDM
ANNEX II	TENTATIVE PLAN OF OPERATION
ANNEX III	LIST OF JAPANESE EXPERT
ANNEX IV	LIST OF ARGENTINE COUNTERPART AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL



Duration of the Project: 1 year
 Target Group: Climate Change Unit (UCC) and CDM Stake Holders

Target Area: Whole Area of Argentina

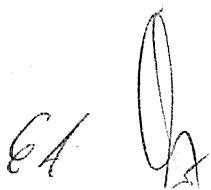
Narrative Summary	Verifiable Indicators	Means of Verification	Important Assumptions
<p>Overall Goal of the Project CDM Projects will be implemented contributing to the sustainable development of Argentina.</p>	<ol style="list-style-type: none"> Number of CDM projects approved by Argentine Government. Number of CDM projects registered at UNFCCC. Total volume of CER 	<ol style="list-style-type: none"> UCC's web-site. UNFCCC's website UNFCCC's website 	
<p>Purpose of the Project Project formulation capacity of UCC and CDM stake holders will be enhanced.</p>	<ol style="list-style-type: none"> Number of CDM projects submitted to UCC in FIP, PIN or PDD. Quality of CDM projects submitted to UCC in FIP, PIN or PDD. 	<ol style="list-style-type: none"> UCC Record. UCC Record. 	<ol style="list-style-type: none"> Continued sound growth of Argentine economy. Continued interests of investors in CDM. CDM regime exists.
<p>Outputs from the Project 1. UCC's capacity to promote CDM projects will be enhanced.</p>	<ol style="list-style-type: none"> CDM manual Contents and timing of update of the UCC's website CDM project management database Results of Investigation Contents of feedback 	<ol style="list-style-type: none"> CDM manual UCC's website CDM project management database Investigation report Post-evaluation report 	<ol style="list-style-type: none"> C/P personnel continue to work for UCC.
<p>2. Provincial governments, private sectors, finance related organizations and legislation related organizations will acquire the latest knowledge about CDM.</p>	<ol style="list-style-type: none"> Number of workshops and seminars Number and background of participants Follow-up actions 	<ol style="list-style-type: none"> Workshop and seminar reports Workshop and seminar reports Follow-up reports 	
<p>3. Project formulation capacity of UCC and CDM stake holders will be enhanced in a specific sector through formulation of PDD.</p>	<ol style="list-style-type: none"> PIN or PDD of model project(s) 	<ol style="list-style-type: none"> PIN or PDD of model project(s) 	

CDM = Clean Development Mechanism
 PDD = Project Design Document
 PIN = Project Idea Note
 CER = Certified Emission Reduction
 FIP = Format of Project Information
 UNFCCC = United Nations Framework Convention on Climate Change

ANNEX III LIST OF JAPANESE EXPERT

The short-term experts who will fulfill the following specialties will be dispatched.

- CDM management
- Legal and financial issues
- Energy
- Other sources of emissions as agreed upon



ANNEX IV LIST OF ARGENTINE COUNTERPART AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL

1. Project administrative management counterpart

(1) Project Director

Mr. Hernan Carlino Head of Climate Change Unit

(2) Project Manager

Mr. Nazareno Castillo Marin Coordinator of Permanent Secretariat of the Argentine CDM Office (OAMD)

2. Technical Counterpart (UCC)

(1) Ms. Monica Casanovas Consultant

(2) Ms. Veronica Colerio Permanent Staff

(3) Ms. Maria Masllorens Permanent Staff

(4) Ms. Fernanda Alcobe Permanent Staff

(5) Mr. Francisco Ocampo Consultant

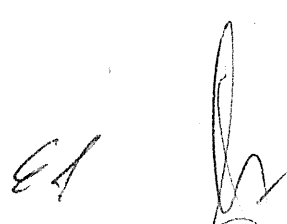
(6) Ms. Valeria Churba Consultant

(7) Ms. Lucila Serra Consultant

(8) Mr. Lucas Di Pietro Permanent Staff

(9) Ms. Nadia Abigail Mantel Amari Consultant

3. Other personnel will be assigned if necessary



3. 基礎調査の補足調査結果概要

3. 基礎調査の補足調査結果概要

3-1 国家開発計画における地球温暖化対策の位置づけ

昨2004年央までのアルゼンチン政府の地球温暖化対策への取り組みと関連する法制度面の整備状況については、2004年8月にまとめられた「アルゼンチン共和国CDM基盤整備基礎調査報告書」で報告されている。本節では、前回の基礎調査から本事前調査に到る約1年間のアルゼンチン国の地球温暖化対策の政府の取り組みを中心に現況を報告する。特に、2005年2月16日京都議定書発効により我が国に課せられた温室効果ガスの排出削減義務に資するCDM事業を同国で実施する場合のその受入れ態勢整備状況、同国の温暖化対策全般への取り組みと政策、関連する政府組織の現況を概観し、併せて我が国への技術協力プロジェクトの要請に到るまでの経緯について記述する。

2月16日の京都議定書発効の直後、3月1日に開会された第123国会の冒頭演説のなかで、ネストル・キルチネル（Kirchner）大統領は、「連邦政府における環境管理政策の軸は、気候変動、天然林の保護、水資源管理の三点であり、これは同様に州政府及び市町村にも適用されるものである」と気候変動を開発計画の基軸に位置づける表明をした。さらに「京都議定書を採択した1997年COP3（地球温暖化防止京都会議）には、アルゼンチン政府がその議長を輩出したこと、98年COP4、04年COP10で議長国を務めた」等の実績を挙げ、同国の地球環境保全に向けた貢献の成果を総括した。京都議定書にも触れ「我が国のような環境面の債権国、工業国などの環境負債国の存在を世界に提起し、京都議定書に基づいて環境問題を正当な方法で解決することは、持続的環境開発を可能にする道であろう」と、同国の立場を明確にしたうえで、CDMプロジェクト事業への期待を滲ませた。

さらに、国家開発計画では、「22の州政府、民間団体・企業も参加する“参加型手法”を通じて、連邦的な性格を持った2004/2007の環境アジェンダの見直しやその作成」と、言及するなど、「持続可能な開発」の政策目標の達成に向けた強い政治メッセージを発している。以下は、本演説の背景を探りながら、同国が「持続可能な開発」とも関連して、国際舞台でも積極的に率先してきた温暖化外交および関連する国内の環境整備の経緯を総括した。

アルゼンチン政府も、1992年リオ会議で「環境と開発に関するリオ宣言」や「アジェンダ21」などに具体化され今日の地球環境問題にも大きな影響を与えて世界的な取り組みとなった「持続可能な開発」という中心的な考え方をその国家開発計画に盛り込むことにした。そのうちの温暖化対策では、同年「国連機構変動枠組条約（UNFCCC）」に署名、1994年同条約を批准して、国際的なコミットメントを果たした。さらに、2003年ミレニアム開発目標、2004年国家環境アジェンダにおいても気候変動が住民の健康に与える影響等の問題も含めて、「持続可能な開発」を政策目標として掲げている。2005年3月の大統領演説はこれらを再確認したもので、気候変動の問題・地球温暖化対策をあらためて国家開発計画の根幹に据える三本柱の一つに挙げたものである。

温暖化問題を巡る先進国と途上国の対立など難航を続けた締約国会議を通じて、同国が温暖化外交へ果たした役割は際立ったものであった。1997年COP3（国連気候変動枠組条約第三回締約国会議または地球温暖化防止京都会議）の翌98年11月ブエノスアイレスCOP4では議長国を務め、翌99年ボンCOP5、ニューヨークのCOP5再会合にかけては、G77途上国グループの加盟国であるにもかかわらず、途上国による「自主削減目標（voluntary commitments）」の問題を提起して、先進国と途上国間の京都メカニズムを巡る締約国交渉のなかに大きな議論を巻き起こすなど、積極的な温暖化外交戦略を展開してきた。

1997年、世界銀行の支援（GEF）を受けて、ブエノスアイレス、ラプラタルの両大学、政府、民間企業から60人以上の専門家が参加して、第一回目のNational Communication Paper（国としての排出量データ等を纏めた報告書）を作成し、国連機構変動枠組条約（UNFCCC）の途上国（非付属書 I国）としてNational Communication Paperを提出した最初の国の一つとなった（2006年第二回目を提出予定）。

1998～99年には、外務省環境協力室が要請して、世銀およびカナダ政府の支援を得て、同国のエネルギー開発、京都メカニズムを含む地球温暖化対策に資する複数の選択肢を呈する国家戦略に関する専門家報告「Study on Flexibility Mechanisms on Within the Context of the United Nations Framework Convention on Climate Change and Kyoto Protocol」（Buenos Aires June 1999）を纏めた。1999年COP5では、97年第一回目報告を修正して、“90及び94年排出量推計の修正に97年推計を加えるなか、自主削減目標にも言及した”改定版を公表した。このような同国の相次ぐ“経済発展と排出量の推計”検討の動きは、途上国グループにおいても、近未来、自主削減目標の設定等により温室効果ガス削減に取り組み、気候変動という地球規模問題に国際的な役割を果たす必要性に向けた方向性を、率先して示唆した好事例として大方の評価も得ることにもなった。

1998年3月に京都議定書に署名、同年7月には、早くも本技術協力プロジェクトのカウンターパート機関の前身にあたる「アルゼンチン共同実施事務局（OAJP）」を発足させた（大統領令第822/98号）。引き続き、01年から02年にかけては、“京都議定書が要請するCDM事業への参加要件に沿う”べく、法的な枠組みの整備を行い（規則2001年10月16日167/01号）、先のOAJPを改変して、厚生・環境省環境・持続的開発庁気候変動室（UCC）の下に、常設執行部、理事会、諮問委員会からなる「アルゼンチンCDM事務局（OAMD L）」を設置し、これを05年2月16日京都議定書の発効直後、24日付けで「OAJP（アルゼンチンOAJI事務局）をOAMD Lと認証する」（決議2005年2月24日240/05号）を発し、これを正式に「国家指定機関（DNA）」として承認した。

これに先立つ、2003年には、環境持続的開発庁は我が国に対しOAMD L能力形成を骨子とするJICA技術協力プロジェクトを要請し、2004年8月には、「アルゼンチン共和国CDM基盤整備基礎調査団」が派遣され、続いて、翌05年4月本技術協力の枠組み構築のため、JICA専門家が同局に派遣された。その間にも、環境・持続的開発庁では「OAMD Lに提出されたプロジェクトの国家評価手続の規則承認」（2004年11月1日825/04号）決議（Resolución）など、温暖化対策に取り組むための法的な枠組み整備が進み、第123国会の開かれた05年3月1日付けで「環境持続的開発庁に“気候関係国家プログラム”を設置する」（2005年3月1日248/05号）決議など（注1）、CDM事業の振興もふく削減策、適応策など同国の温暖化対策を促進するための社会、経済、技術、行政など幅広い政策を打ち出している。

実際、この1年間のカウンターパート機関となるOAMD L常設執行部の機能強化の動きは迅速で、その予算規模も、2004年105万ペソから、05年123万ペソと増額され、06年には170万ペソへの大幅増が見込まれている。OAMD L職員数も、2004年3名から05年には9名、06年には2、3名の増員が予定されている。また、OAMD L職員の一部は、すでにJICA研修「地球温暖化防止技術コース」、「地球温暖化対策コース」等の環境分野コースや「京都メカニズム担当者養成コース」受講を終えており、2002年～05年におけるJICA専門家の受け入れなど、人材面の育成にも備えてきた。さらに、OAMD LあるいはJICA共催による国内セミナーやワークショップ件数も2004年7回、05年は11回を数えるなか、州政府関係者、法律・金融部門、民間企業等からの参加を得て、CDMプロジェクトの普及と啓蒙にも注力してきた。この動きは、再び議長国を務めた2004年COP10から05年2月京都議定書の発効を機に、OAMD Lが扱うCDMプロジェクト案件数の急増にも顕著である。これら概況については、次項3-2 CDMプロ

ジェクトの動向を参照する。

(注1)アルゼンチン政府による気候変動に関する国家プログラムは、地球規模の気候変動がアルゼンチン国土に及ぼす気候変化により、ほぼ全ての社会経済セクターその影響が及ぶ可能性のある事象と捉え、以下のような温暖化対策に対する削減策と適応策を含む7側面から広くその対応策の検討を要請している（参考：Climate Change Study on the Convention on Climate Change & Argentina, Dr. Leila Devia, February 2003、JICAアルゼンチン事務所編）。

すなわち、

- (1) National Program on Climate Change Impacts
- (2) National Program on Environmental Education and Development
- (3) National Program on Alternative Energies and Fuels
- (4) National Program on Environmental Urban Components of Climate Change
- (5) National Program for the Regional Energy Use and Energy Efficiency Improvements
- (6) National Program on Indicators, Instruments, and Institutions on Climate Change
- (7) National Program for the City Dwellers and Third Sector Participation in the Climate Change Agenda

3-2 UCCとOAMDの役割と機能

■UCCの役割と機能

(http://www2.medioambiente.gov.ar/cambio_climatico/misiones.htmを和訳)

1993年、アルゼンチン共和国は、法律第24,295号によりUNFCCCを承認した。大統領令第2213/2002号により、環境持続的開発庁を法律第24,295号の適用機関と定めた。これを受けて、環境持続的開発庁はUNFCCCにおける当国の以下に述べるコミットメントを管轄する機関となった。

- GHG（温室効果ガス）の国家インベントリーを定期的に作成しアップデートする。
- 排出削減および気候変動適応を目指した国家プログラムを形成・適用する。
- GHGのシンク関係の保全・持続的管理を促進する。（バイオマス、森林、海洋、他の陸上エコシステム、沿岸地域など）
- 排出削減またはその適応に関するプロジェクトまたは対策にとってネガティブな効果を減少させる目的で、社会経済環境政策の中で気候変動について考慮することを促進する。
- 気候変動に関する教育・研修・広報により、NGOを含める広範囲なセクターの参加を促進する。

上記の義務執行機関として、社会開発省は、決議第56/03号により、環境持続的開発庁直属の気候変動ユニット（UCC）を設立した。

UCCの機能は以下の通りである。

- 気候変動削減の普及活動を含めたUNFCCCの目的・目標を目指した活動を提案し支援する。
- 以下の項目について作成、環境持続的開発庁に提出し承認を得る。
 - 気候変動関係政策方針
 - 排出削減の対象となる部門の特化。
 - 部門別排出削減案の国家目標の設定。
 - 国家持続的開発政策に基づいた部門別排出削減活動戦略および方針の策定。（国家気候変動排出削減戦略）
- UNFCCCの公約の一環であるNC（ナショナルコミュニケーション）作成について連携を取る。

決議第56/03号に基づき、UCCは、国家気候変動諮問委員会（CNACC）により、部門別全課題について支援される。当該委員会は、国家および州政府、民間部門、公立・私立大学関係者、UNFCCCの目標に関係した分野の専門家代表により構成される。

また、社会開発省の決議第579/03号に基づき、OAMDの常設執行部がUCCの管轄において活動する。

■OAMD Lの役割と機能

(http://www2.medioambiente.gov.ar/cambio_climatico/oamdl/misiones.htmを和訳)

CDMアルゼンチン事務局常設執行部

OAMD Lの機能は以下の通りである。

- 排出削減の対象とする部門を特定する。
- CDM部門別排出削減案の発掘および分析をする。
- CDM事業案の提出に関する方針を定める。
- CDM事業案の発掘・形成・評価の手法・手続を定める。
- CDM事業案の採択手続を定める。
- CDM事業案の事前評価に必要な活動を行う。
- CDM事業案のプロモーション活動を国内外で行う。
- CDM事業案のモニタリング・検証の方法の策定を監督する。
- CDM事業案の資金源を発掘する。
- 活動定期報告書を作成する。

理事会

理事会は各省庁からの代表で構成される。理事長は、環境持続的開発庁が指名した長官以上の地位の者となり、その他のメンバーには、下記の各省庁から部長 (Director) 以上の地位の者が選出される。

- 保健環境省環境持続的開発庁
- 連邦計画・公共投資・サービス省エネルギー庁
- 連邦計画・公共投資・サービス省運輸庁
- 経済産業省農牧水産食糧庁
- 経済産業省工業商業中小企業庁
- 外務・国際貿易・宗務省外務庁
- 教育省科学技術生産革新庁

気候変動枠組条約 (UNFCCC) および京都議定書に関する政策形成、また、CDMの優先的分野の発掘について、環境持続的開発庁長官に提言・助言を行う。

理事会の役割：

- CDM事業案の発掘・形成・評価の手法・手続を定める。
- CDM事業の承認について助言を行う。
- CDM事業案の資金源を発掘し、それらの資金源との関係形成を行う。

諮問委員会

諮問委員会は、CDMに関心を持っている民間部門、気候変動に関係しているNGO、公立・私立大学関係の学術者、知名度の高い優秀な科学者・プロ・技術者により構成される。理事会に科学・技術的助言を与えることがその役目である。理事会の課題案に基づいて環境持続的開発庁が構成メンバー数を決定する。

この任務は無報酬である。

3-3 気候変動関連の法律等一覧

2004年8月の基礎調査以降、承認された法律等を下表に示す。(2005年8月現在)

決議 (Resolution)		
No.	dd/mm/yyyy	内容
736/04	07/10/2004	民間団体組織との連携委員会の設立
825/04	01/11/2004	OAMDLに提出されたプロジェクトの国家評価手続きの規則承認
240/05	24/02/2005	OAJP (アルゼンチンJI事務局) をOAMDLと認証する。(大統領令第822/98号)
248/05	01/03/2005	環境持続的開発庁に気候関係国家プログラムを設置する

出所：http://www2.medioambiente.gov.ar/mlegal/clima/menu_clima.asp

3-4 CDMプロジェクトの動向

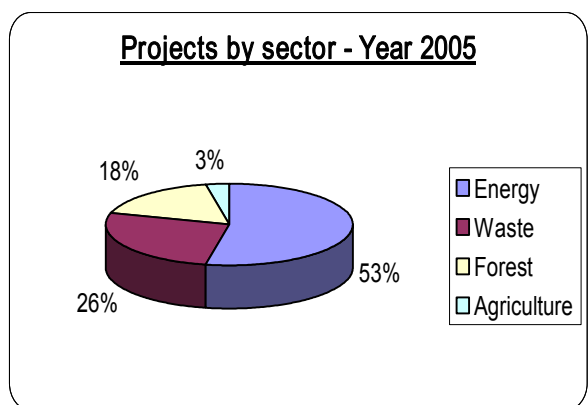
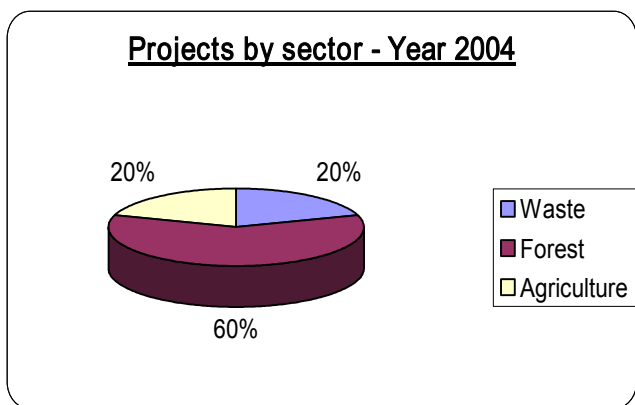
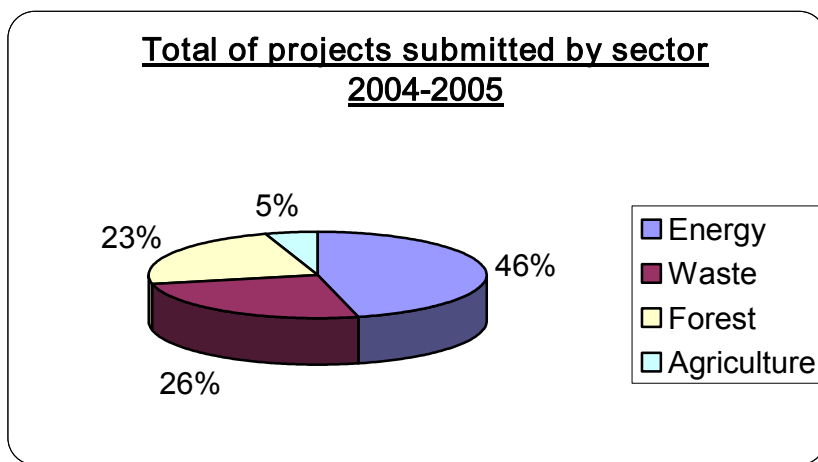
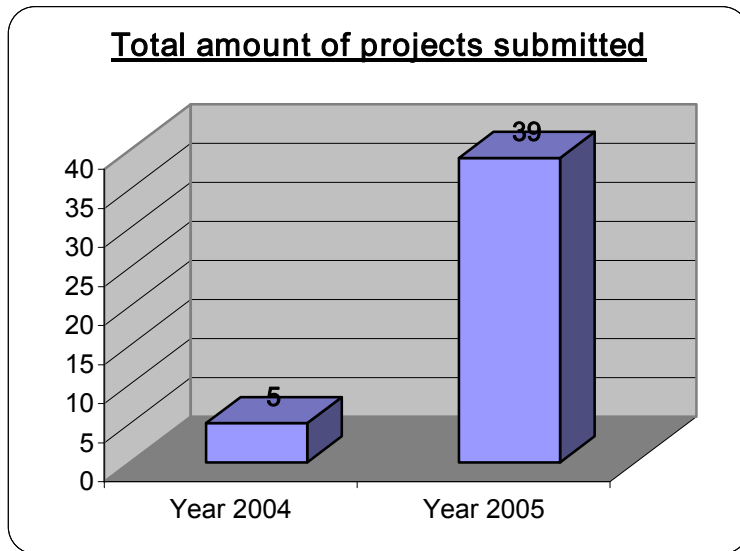
これまでにアルゼンチンに派遣された専門家の報告によると、2004年4月時点でまとめたCDM案件リストに2005年3月末現在の案件を追加し、この一年でどれだけ案件が増えたかを調べた例がある。さらに、頻繁に地方でのセミナーが持たれた2005年4-5月一ヶ月間の変化も報告されている。下表にその概略を示す。

	提出された数	確実性の高いもの
2004年4月まで	32	N. A.
2005年4月まで	61	22
同年5月まで	79	30

この表をみるとCDM候補案件が急激に増加していることが分かる。なお、排出削減推定量やコンタクト先(担当コンサルタントを含む)も、報告書に記載されている(専門家業務完了報告書、2005年5月22日-アルゼンチンにおけるCDM推進のための基盤整備)。

上記の数値は、CDM案件として事務局に相談が持ち込まれたごく初期の案件もカウントされているので、数としては多いが、FIP/PINとして纏まっていた数は24件であり、さらに進んだ段階であるPDDに纏められていた案件数は5件であった（2005年5月時点）。

今回の調査（2005年8月時点）で、CDM事務局からFIPやPINの形として正式に提出された案件のデータが示されたので以下に掲載する。



これによるとFIP/PINに纏められたものが39件となっている。2004年4月から比較すると34件増であり、今年の5月から8月の間では実に39-24=15件の増加となっている。きわめて急速な増加であると言える。より進んだPDDレベルでは、現在国内審査を通った案件は4件で審査中が1件である。

一方、実際にCDM案件としてUNFCCCのCDM理事会の有効性審査 (Validation) を受けたものや受けつつあるものもあり、間もなくこの国のCDM登録第一号が出るはずである。

Villa Dominicoのごみ埋立地からのランドフィルガス (LFG) 回収の案件がそれである。同じくLFG関係でOlavarríaの案件は小規模CDMとしての定義の問題で、方法論をCDM理事会に再提出する必要がある、とされている。Comodoro Rivadaviaの風力発電は有効性審査中 (日本が関係している)、Aluarのフッ素関係は方法論の出し直し、発電会社CAPEXの案件は国内審査中、石油会社Shellのエネルギー案件は、この国のCDM事務局を通さずに出されたいが、方法論が提出されていないので、差し戻されるであろう、とのことであった。

いずれにせよCOP10や京都議定書の発効などの影響もあり、CDM案件は急激に増大しつつある。

この国のCDM案件を概観して、どんな特徴を持っているかを分析した。特徴を掲げると、

- ① 確実性のあるプロジェクトが数10件上げられるが、すでに融資関係が決まっているものが多い。外国企業の参入が見られる
- ② 森林関係 (AR・CDM) が急速に伸びている
- ③ 熱意の高い州の案件が多い。中央政府や知事はじめ地方政府要人の働きかけが見える
- ④ 小型プロジェクトが多く、投資家としては慎重にならざるを得ない案件が多い
- ⑤ 再生可能エネルギー関係が伸びそうである
- ⑥ 途上国タイプといわれる農業廃棄物 (バイオマス) やゴミ埋立地からのメタンガス処理案件が多く見られる
- ⑦ 省エネルギー案件が少ない。エネルギー単価が不当に安いこの国の特徴かと思われる

特に④を克服するため、同種のプロジェクトの統合 (Bundling) を是非進めるべきである。

3-5 炭素基金の動向

アルゼンチン国としてのカーボンファンド (ACF) を持つべく環境庁は世銀などへの働きかけや、COP10での構想発表を行ったりして来たが、5月13日ボンでのCDM国際会議の折に、ACF設立計画が正式に発表された。資本規模や出資依頼は外国・国内企業・国内銀行からのバランスを考えて決める。環境庁が主体的に動き、投資面ではMOUを交わしている諸外国にも期待している。当初50百万US\$規模と言われていたが、発表では25百万US\$)。世界銀行への技術的協力依頼もなされているが、まだ回答は得ていない。近く動きがあるとのことであった。

3-6 各国とのMOU締結状況

現在、以下の7カ国とMOUを締結済み。イタリア、スペイン、オランダ、フランス、オーストリア、デンマーク、カナダ。

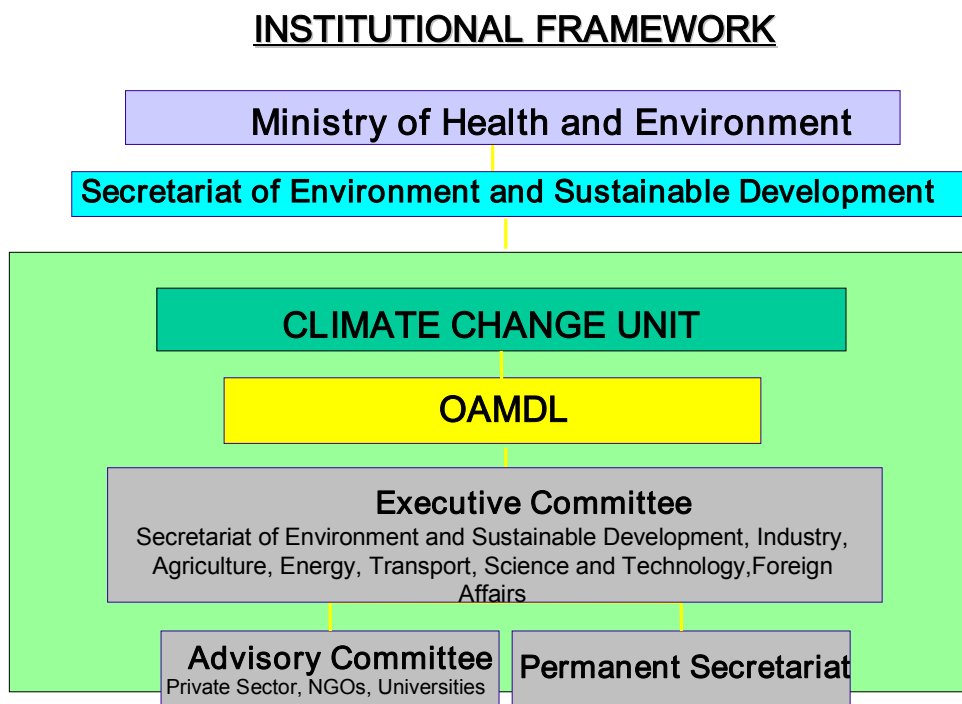
3-7 実施機関の概要

3-7-1 組織構成

厚生・環境省の下に、環境・持続的開発庁があり、その長官Savino氏直属の室として、気候変動室(UCC)がある(室長Hernán Carlino)。この下にアルゼンチンCDM事務局(OAMD)があり(Coordinator(局長)はNazareno Castillo Marin)、この事務局がUNFCCCに対するDNA(Designated National Authority)となっている。さらにCDMに関する案件を国として最終審査するCDM Executive Committeeが付設されており、事務局への技術支援をするアドバイザー機関も付属している。

関係組織図は以下の通り。

図 UCCの組織図



出所：UCC作成

3-7-2 人員

気候変動室のスタッフは以下の通り、室長以下現在11名である。

	名前	専門領域	役職/雇用形態	勤務開始年
1	Hernán Carlino	Economist	Coordinator	Jun 2003
2	Nazareno Castillo	Bachelor in Biology	Permanent Staff	2000
3	Mónica Casanovas	Agronomy Engineer)	Consultant	2000
4	Veronica Colerio	Industrial Engineer	Permanent Staff	Oct 2003
5	Maria Masllorens	Law Student	Permanent Staff	Sep 2003
6	Fernanda Alcobe	Forestry Engineer	Permanent Staff	Feb 2005
7	Francisco Ocampo	Bachelor in Political Science	Consultant	Mar 2005
8	Valeria Churba	Environmental Manager	Consultant	Nov 2004
9	Lucila Serra	Lawyer	Consultant	Aug 2003
10	Lucas Di Pietro	Bachelor in Biology	Permanent Staff	Aug 2005
11	Nadia Abigail Mantel Amari	English Translation Student	Consultant	Aug 2005

スタッフはここ2、3年で増員を見たが、特にCOP10前後の急増は、この国のCDMへの関心度合いを反映している。先に個別専門家が気候変動室に派遣されていた2004年初頭は6名であったのが現在は11名で、JICAのこのプロジェクトが実働する2006年初頭には13-4名となる見込みである。予算措置は、十分ではないが、苦しいこの国の政府にあっては優遇されているものと考えらるべきであろう。

3-7-3 予算

UCCの予算額の推移は下表に示す通り。

2004	2005	2006
1,051,000	1,203,000	1,705,000

単位：ペソ（1ペソ=39.15円、2005年9月現在）

出所：UCC作成資料

3-7-4 セミナー実績

UCCが2004年、2005年に実施したセミナーの実績は下表の通り。（2005年8月現在）

No	Seminario (セミナー)	Lugar (場所)	Fecha (日時)	Año (年)
1	Seminario Taller: Cambio Climatico, Forestacion y Bioenergia	Provincia de Neuquen (Ciudad de Bariloche)	19 y 20 de septiembre	2005
2	Seminario Taller: La Industria y el MDL	Ciudad de Buenos Aires	15 y 16 de septiembre	2005
3	Seminario: Estrategias y Mecanismos para el Ambiente Limpio y el Desarrollo Sustentable	Provincia de Salta	27, 28 y 29 de julio	2005
4	Seminario Taller: Cambio Climatico y Creditos de Carbono	Provincia de San Juan	29 y 30 de junio	2005
5	Seminario Taller: Cambio Climatico y Creditos de Carbono	Provincia de Mendoza	27 y 28 de junio	2005
6	Seminario: Cambio Climatico y Creditos de Carbono	Santa Fé (Ciudad de Rosario)	2 de junio	2005
7	Primer Seminario Patagonico: Cambio Climatico y Creditos de Carbono	Provincia de Santa Cruz	3 y 4 de Mayo	2005
8	Taller de Trabajo: Mecanismo de Desarrollo Limpio: Aspectos Legales e impositivos	Ciudad de Buenos Aires	19 de abril	2005
9	Taller Seminario: Cambio Climatico, oportunidades de proyecto de mitigacion de gases de efecto invernadero	Provincia de San Luis	17 y 18 de marzo	2005
10	Taller Seminario: Cambio Climatico, oportunidades de proyecto de mitigacion de gases de efecto invernadero	Provincia de Tucuman	25 de febrero	2005

No	Seminario (セミナー)	Lugar (場所)	Fecha (日時)	Año (年)
11	Taller: Mecanismo de Desarrollo Limpio (MDL) - Creación de un Portafolio de Proyectos	Provincia de Santa Fe	11 de noviembre	2004
12	Seminario Taller: Biocombustibles y Mitigación del Cambio Climático	Ciudad de Buenos Aires	30 de agosto	2004
13	Seminario final del Proyecto "Iniciativa Argentino Canadiense de Mejora de las Capacidades del Mecanismo para un Desarrollo Limpio" (CACBI)	Ciudad de Buenos Aires	13 de julio	2004
14	Taller: Créditos de Carbono: Oportunidades para el Desarrollo de Proyectos en el sector de transporte y en la industria automotriz	Ciudad de Buenos Aires	20 de abril	2004
15	Taller: Residuos Sólidos Urbanos y Mitigación del Cambio Climático	Provincia de Santa Fe (Ciudad de Rosario)	30 de marzo	2004
16	Taller: Créditos de Carbono: Oportunidades para el Desarrollo de Proyectos en las actividades productivas	Provincia de Catamarca	15 de marzo	2004
17	Seminario final proyecto CACBI - SAyDS	Ciudad de Buenos Aires	28 de febrero	2004

• Costo estimado de los seminarios/taller realizado en la Ciudad de Bs. As: US\$ 900-

• Costo estimado de los seminarios/taller realizado en el interior del país incluyendo los pasajes aéreos: US\$ 1,800-

出所: UCC作成

4. JICAのCDM協力の意義（千原専門員執筆）

4. JICAのCDM協力の意義（千原専門員執筆）

CDM協力の意義は、1）日本政府の削減義務の達成に寄与、2）地球温暖化対策への国際貢献、3）途上国の持続可能な開発への貢献、の三点に集約されるだろう。その理由は、以下の通りである。

1997年12月に開催された気候変動枠組条約第三回締約国会議で採択された京都議定書のなかで、先進国は、2008年～2012年までのGHGの排出量を1990年比で平均5%（日本は6%）の削減目標が定められた。この削減目標に対して日本政府は、温暖化対策大綱を発表し国内対策を進める一方、これまでの省エネルギーへの取り組みにより、この目標達成に要する費用は諸外国に比べて高いとされており（IPCC第三次評価報告書”各国削減目標を達成するためのコスト試算”等）、国内対策に依存した目標達成への取り組みが、国際競争力の低下、ひいては国内経済への大きな影響を及ぼす可能性がある懸念されている。さらに、原子力発電所の問題などにより、ハードルはさらに高いものになっている。このような状況の中で、目標達成に不足する差分については、補足性の原則を踏まえつつ、柔軟措置として設けられた京都メカニズムを推進、活用することの重要性はますます高くなってきている。

京都メカニズムのうち、議定書12条が規定するクリーン開発メカニズム（CDM）を適用する意義に含まれる意義は、

（1）京都議定書の発効によって日本に課せられた温室効果ガスの6%削減義務を確実に費用効果的に達成すること、

（2）途上国における温暖化対策事業を支援することによって、途上国の「持続可能な開発」に寄与する、

の二点である。

したがって、JICAによるCDM協力を実施する意義も、先ず、（1）に述べる日本政府の国際約束の履行へむけた貢献がある。一方、JICAは、政府による技術協力の実施機関として、途上国への技術移転を通じてその「持続可能な開発」へ貢献することは本来の事業目的の一つであり、これはCDMの課す必要条件、すなわち「技術移転を通じて途上国の持続可能な開発の達成を支援すること」、「途上国がプロジェクトから利益を受けること」に合致する。加えて、JICAは豊富な途上国援助の経験やノウハウ、幅広い技術協カスキームを駆使することによって、CDMを含む途上国の温暖化対策に向けた総合的な戦略にも幅広い選択肢を提供することが出来る。すなわち、経済発展に伴うGHG排出の一層の増大が見込まれる途上国の温暖化対策に、CDMによる緩和策（Mitigation）のみならず、温暖化に人や社会・経済を調節してその影響を軽減するもう一つの温暖化対策、適応策：adaptationへの協力も模索するなど、温暖化対策を巡る政策、戦略、優先事項を総合的に検討して費用対効果の高い対応策を提案することも重要である。

JICA協力の位置づけ

CDM事業の第一義は、排出量クレジット獲得で、これにはホスト国におけるDNAの設立、CDM事業の展開、クレジット移転の円滑化に到る一連の活動が確実に推進されるには、二国間における事業環境とそれを支える体制の整備が不可欠である。CDMにより、先進国はより低い経済コストでその削減義務の達成が可能になる一方、CDMが有効な温暖化対策となり得るかどうかの鍵は、ホスト国からCDMへの積極的な参加が得られるかどうかである。CDMは民間主体による自主参加の事業活動である一方、その活性化には炭素クレジット市場が十分に公正かつ透明に運営される必要がある。そのため、二国間が遵守すべき国際、国家基準が複雑に介入していることから、政府の役割は、ホスト国との二国間の安定的な協力関係の構築、とりわけホスト国側のCDM受け入れ基盤整備は、先進国側の大きな関心事で、二国間協力の意義は高い。

JICA協力の入口は、通常、ホスト国DNAであることから、まず、ホスト国のDNAの構成、役割、現状などを精査し、CDMの活用、推進に繋がる協力の枠組みを合意することから始まる。DNAは、「プロジェクトを評価してその活動が自主的かつ国内外の諸条件を満たしつつホスト国の持続可能な開発を支援する確認書を作成する」ことを責務とするので、DNAは関連する専門分野を担当する政府諸機関と情報交換をする必要がある。例えば、プロジェクトの評価や審査では、エネルギー、天然資源、環境といった省庁、またプロジェクトの承認では、UNFCCCの中心機関である外務省との関連も出てくる。したがって、DNAに付与された役割や権限、機能、活動などは、ホスト国の社会経済、政治、行政の状況やエネルギー、天然資源、産業等の開発計画との関連などにより、ホスト国の事情によっても変化する。一方、CDM関係者は、先に挙げた日本側の多数の参加者に関係するホスト国側も加わるので、CDM利害関係者（ステークホルダー）は官民を合わせて多数に上るので、JICAの役割を明確に位置づける必要性もある。公的資金の効率的な資源配分といった国益の観点からも、JKAPプログラム参加機関やその関連業界等との連携にも十分な事前の調整が求められることになる。

次に、JICAのホスト国に向けた協力資源の配分がある。これには、1) JICAが取り組む重点地域（アジア、中南米、アフリカ等）、2) 途上国の要請する重点分野（経済、社会、人間開発等）、3) CDM事業サイクル（「CDM推進・活用のための実施体制の整備→CDMプロジェクトの形成支援→メカニズムの本格活用」）における介入のポイントなどがある。カウンターパート機関も、ホスト国の状況により、DNAの設立支援、能力形成や強化もあるし、エネルギーや天然資源開発などCDMに関連する開発担当の省庁への協力もある。たとえば、ホスト国におけるCDM普及の可能性から、GHGガスインベントリー、国別報告書の作成支援（アルゼンチンケースでは、GEF資金を活用して世銀、カナダ政府が実施）、CDMプロジェクトのポテンシャル調査、DNAの能力形成では、セミナー・ワークショップ開催、長短期専門家派遣、研修生の受け入れ、技術ニーズ調査、京都メカニズムマニュアル整備、CDMプロジェクトインベントリーの整備（アルゼンチンケースではFIP、PIN、PDD評価等）などが含まれる。開発部門の担当官庁に対しては、CDM普及・啓蒙から、再生可能エネルギー関連のJICA調査にPDD作成に関するノウハウを含めるなどCDM関連の技術移転（エネルギーや交通・輸送、環境対策技術、植林等）も想定される。JKAPプログラムとの関係では、国内およびホスト国の民間企業へのアクセスノウハウを持つJETROや技術開発の共同研究を支援するNEDOとの縦の連携による支援などが考えられる。

5. JICAのアルゼンチンにおけるCDM分野協力実績

5. JICAのアルゼンチンにおけるCDM分野協力実績

< 専門家派遣 >

	派遣期間	指導科目	配属機関
1	2001年11月2日 ～2002年4月21日	製造業部門における温室効果ガス削減	国立工業技術院
2	2004年2月3日 ～2004年4月25日	CDMプロジェクト形成基盤整備	厚生・環境省 環境・持続的開発庁
3	2005年1月25日 ～2005年5月18日	CDM推進のための基盤整備	厚生・環境省 環境・持続的開発庁

< 研修員受け入れ >

実施年度	コース名	主管センター	受け入れ実績
1997年 ～2006年（予定）	地球温暖化対策コース	筑波国際センター	6
2003年 ～2007年（予定）	地球温暖化対策（京都メカニズム）担当者養成	中部国際センター	2

注：受け入れ実績とは、アルゼンチンからの受け入れ実績。

< 調査団 >

2004年8月28日～9月11日

CDM基盤整備基礎調査

2005年8月21日～9月1日

CDM基盤整備プロジェクト事前調査

6. 収集資料リスト

6. 収集資料リスト

No.	資料名	媒体	言語	入手先
1	大統領の議会演説	Wordファイル	西語 (該当箇所のみ和訳あり)	UCC
2	COP10における大統領演説	Wordファイル	西語 英語	UCC
3	COP10における厚生・環境省大臣演説	Wordファイル	西語 英語	UCC
4	国家環境アジェンダの基礎資料	PDFファイル	西語(目次と該当箇所のみ和訳あり)	UCC
5	アルゼンチンミレニアム開発目標	PDFファイル	西語(目次と該当箇所のみ和訳あり)	UCC
6	アルゼンチン環境レポート2004 (UNEP作成、GEO Argentina 2004)	PDFファイル	西語	UCC
7	環境持続的開発庁組織図	Wordファイル	西語	UCC
8	OAMDLの組織図と理事会概要	PPTファイル	英語	UCC
9	UCC在籍スタッフ一覧	Wordファイル	英語	UCC
10	2003-2005年のUCCの予算概要	PDFファイル	西語	UCC
11	UCCアクションプラン2003-2007	Wordファイル PPTファイル	西語(概要のみ和訳あり)	UCC
12	アルゼンチンの経済指標	PDFファイル	英語	UCC
13	持続可能な開発指標	PDFファイル	西語	UCC
14	気候変動概要冊子(“About Climate Change”)	PDFファイル	西語	UCC
15	アルゼンチンにおけるCDMの紹介ビデオ (“Opportunities for CDM - Argentina”)	MPGファイル	英語	UCC
16	国別報告書に関連したキャパビルプロジェクト事前評価報告書(世界銀行)	PDFファイル	英語	UCC
17	エネルギー分野カントリーレポート	Wordファイル	英語	エネルギー庁

7. 関連リンク

7. 関連リンク

厚生・環境省

<http://www2.medioambiente.gov.ar/home.htm>

厚生・環境省の組織構造について

<http://www2.medioambiente.gov.ar/areas/default.htm>

UCC

http://www2.medioambiente.gov.ar/cambio_climatico/default.htm

OAMD L

http://www2.medioambiente.gov.ar/cambio_climatico/oamd l/default.htm

FIP/PINリスト

http://www2.medioambiente.gov.ar/cambio_climatico/oamd l/listado_proyectos.htm